

第1 新安保法制法の制定に至る経緯について

1 第1次安倍内閣の動き 2006～07年

教育基本法改正・・・伝統・文化・愛国心を教育の目標に
防衛法制の変革・・・防衛庁格上げ国際平和協力活動を本来任務に
憲法改正法律制定・・・憲法解釈変更めざす

2 自由民主党の憲法改正の動き

2012年4月 憲法改正草案発表 9条2項削除 全面改正提起 国防軍創設提起
7月 国家安全保障基本法案発表 秘密保全法制の制定
国際平和協力活動
国連安全保障措置参加拡大
武器輸出三原則見直し⇒防衛装備移転三原則
集団的自衛権行使

3 第2次安倍内閣の成立と集団的自衛権行使容認への動き

内閣法制局長官の変更 集団的自衛権行使を前提とする日米防衛ガイドライン改定 合意表明
山本庸幸⇒2013.12 小松一郎⇒2014.6 横畠裕介

4 特定秘密保護法の制定 2013年12月強行採決 外交・防衛の情報を国民から秘匿する

5 国家安全保障戦略等の策定 2013年11月 国家安全保障会議設立 2014年 防衛装備移転三原則 国際協調主義・積極的平和主義の提唱 力強い外交 切れ目のない防衛体制の構築 離島領域保全

6 安保法制懇報告と政府の「基本的方向性」 集団的自衛権の行使容認方針

PKO参加5原則の再検討、集団的自衛権・武器使用に憲法上の制約はないとする（方針転換）

7 集団的自衛権の行使容認等の閣議決定前後の経緯 2014. 5～7月 自公の協議11回を経て閣議決定 集団的自衛権 国際協力 グレーゾーンについて 日本が戦闘に参加・戦争をする国にはならないと強調

8 新安保法制法案の国会提出への経緯 平時から緊急時まで日米協力範囲を拡大 2015年4月合意

9 新ガイドラインの締結 2015年5月 閣議決定 国会に報告

10 新安保法制の国会審議とその制定 5月に提出 紛糾し会期を95日延長して7月に衆議院で強行 参議院でも総括質疑も行われず 「議場騒然、聴取不能」と記録される中 採決されたとした

第2 新安保法制法の全体構成

1 26・7閣議決定……………(2014. 7)……………そもそも、閣議決定できる限界を超えている。

(1) 基本的な情勢認識と日本の役割についての認識

国の存立 国民を守る 切れ目のない安保法制の整備について閣議決定
日本とアジアの平和と安定の為 日米安保体制の実効性を高め、脅威を防ぐ
積極的平和主義の下 国際社会の平和と安全に積極的に貢献する

(2) 閣議決定の内容

ア 武力攻撃に至らない侵略への対処…自衛隊と米軍が緊密に連携して切れ目のない対応
イ 国際社会の平和と安定への一層の貢献

① 我が国の支援対象となる他国軍隊が『現に戦闘行為を行っている現場』では、支援活動は実施しない。

② 仮に、状況変化があれば 即 撤退

ウ 憲法第9条の下で許容される自衛の措置 (これまでの憲法解釈では十分な対応が出来ない)

平和的生存権 生命 自由 幸福を追求する権利は最大尊重を必要とされ

平和 安全 存立のため自衛措置は禁じていない

2 新安保法制法の構成 更に積極的に担う

(1) 閣議決定の立法化・具体化と拡大

(2) 新安保法制法の5つの領域の概要

ア 集団的自衛権の行使 (存立危機事態への対処)

イ 重要影響事態への対処 (後方支援活動等)

ウ 国際平和共同対処事態への対処 (協力支援活動等)

エ 国際平和協力業務の拡大

オ グレーゾーン事態への対処等 紛争 武力衝突 戦闘

第3 従来の政府解釈と新安保法制法の逸脱 (違憲性概説)

1 従来の政府の憲法9条の解釈

(1) 自衛隊の保有と自衛隊の性格

我が国が独立国である以上 権利として自衛権を有し 自衛権を憲法も否定していない

自衛権に基づいて他国からの武力攻撃があった場合に自己防衛として武力行使する

自衛隊は自己防衛のための必要最小限度の実力組織であり「戦力」に当たらない

自己防衛は国際紛争を解決することとは本質が違う

自衛のための任務を有し、必要相当な範囲での実力部隊を設けることも憲法に違反しない。

*全体として他国に脅威を与えるものであってはならず、

性能上相手国の破滅的破壊のためにのみ用いるものは保持できない 1967.3.31 内閣総理大臣答弁

*海外での武力行使は 一般的に自衛のための必要最小限をこえるものであり、憲法上許されない

1080.10.28 政府答弁

*自衛隊は交戦権を持ちません 海外派遣できません

1982.7.8 内閣法制局長答弁

(2) 自衛隊の発動要件 (1954年創設以来 内閣答弁等で繰り返し確認・維持されてきた)

①我が国(領土・領海・領空に限られる)に対する急迫不正の侵害としての武力攻撃が発生したこと

②これを排除するために他の適当な手段がないこと (先制攻撃は無し)

③必要最小限のやむを得ない実力行使であること

(3) 集団的自衛権行使の禁止 自国が攻撃されていないにも拘らず 武力による実力を禁止

⇔我が国を防衛するために必要最小限度の範囲にとどまるべき

集団的自衛権を行使は、その範囲を超える。憲法上許されない

*集団的自衛権とは

「自国と密接な関係にある外国に対する武力行使を 自国が攻撃されていないにも拘らず 実力を持って阻止

する権利」 「我が国が国際法上のこのような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然

であるが、憲法9条において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するために必要最小限度の範囲

にとどまるべきであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであった。憲法上許

されないと考えている」 1981.5.29 政府答弁

ア 憲法制定時・・・国際連合から協力のような命令があっても 出来ぬという方針

イ 自衛隊発足時…憲法で認められた範囲 日本に直接攻撃 急迫した攻撃の危険がない 発動しない

ウ 60年安保当時…日本の憲法で 外国まで行って外国を守るということ 憲法上はない

エ ベトナム戦争当時…他国に加えられた武力行使を阻止する 集団的自衛権行使は憲法上許されない

オ 湾岸戦争以後…海外での武力行使は違憲 多国籍軍との一体化する行動も 集団的自衛権も 違憲

(4) 海外派兵・海外での武力行使の禁止

ア 周辺事態法（日本周辺・後方支援）外国軍隊の武力と一体化については 戦闘行為が行われている地域と一線を画される日本の範囲 補給・輸送・整備等の支援＝集団的自衛権の行使に当たらない

イ テロ特措法 イラク特措法で非戦闘地域を根拠に派遣 海外派遣にも当たらない

ウ P K O参加5原則 平和維持活動

(5) 自衛隊員の自己保存に限定した武器使用の厳しい制限

2 新安保法制法の違憲性

(1) 「存立危機事態」と集団的自衛権の違憲性

ア 集団的自衛権の行使を容認・・・・・・・・必要最低限の武力行使も不明確に

イ 存立危機事態と集団的自衛権の行使の問題点

① 存立危機 要件が不明確・・・・・・・・曖昧であり 客観的限定性を欠く

② 密接な関係にある他国の不明確・・・・・・・・個別 具体的状況で判断される

③ 地域が限定されない・・・・・・・・全世界に及ぶ

④ 海外での武力行使は 時の政府判断・・緊急時 事後承認も可

⑤ 他に適切な手段がないこと・・・・・・・・話し合いは無駄との判断

⑥ 先制攻撃は違法としながら 米国の違法な攻撃は支持 加担の可能性

⑦ 国連への軍事的参加も想定内 海外での武力行使は戦力、交戦権の行使に



(2) 重要影響事態法による他国軍後方支援の違憲性

日本周辺地域限定がはずされ 自衛隊の活動が大幅に緩和 他国軍との武力行使の一体化へ

ア “重要な影響を与える事態” 判断基準の不明確

イ 地理的制限なくし 他国軍の戦争を支援（イスラエルと共に戦闘行為も）

ウ 弾薬提供 航空機への給油 整備の役割拡大（兵站）他国軍と一体化 攻撃を受ける危険も

エ 活動期間を通じ 戦闘行為が無いと見込まれる地域に限定拡大(搜索救助活動で現に戦闘現場も含む)

(3) 国際平和共同対処事態に対する国際平和支援法

テロ特措法、イラク特措法を恒久法とした 現に戦闘の場以外 いつでも派遣できることに

(4) 国連平和維持活動協力法（P K O協力法）改正の違憲性

P K O 5原則の逸脱 紛争国の同意なしでも派遣可

(1)紛争当事者間で停戦合意が成立している(2)当該地域の属する国を含む紛争当事者がPKOの参加に同意している(3)中立的立場を厳守する(4)上記の基本方針のいずれかが満たされない場合には部隊を撤収できる(5)武器の使用は要員の生命等の防護のために必要な最小限

ア 国連続括外の有志連合の軍事行動にも参加拡大

イ 自己防衛を越えて武器使用を認めた（武装勢力排除のため強力な武器使用も可）

ウ P K O協力法で駆けつけ警護が付加、現に戦闘状態地域へ“勢力間の衝突”状態として派遣

(5) 武器使用制限の緩和の違憲性

ア 海外でPKO活動任務として武器使用

イ 組織的武器使用は武力行使

ウ PKOで外国軍と宿営地を協同し、共同で防護等共同し 武器使用 武力行使にも

(6) 米軍等他国軍隊の武器等防護等の違憲性

武力攻撃に至らないグレーゾーン事態での活動（共同訓練も）

ア 武器使用は相手国の攻撃に対しての自衛権行使として反撃から 戦争に参加へ

イ 武力攻撃を受ける可能性は高まり 武力行使に

3 小括

従来 (A)集団的自衛権行使は認めない (B)海外派兵・海外における武力行使は許されない

(C)自衛隊の武器使用の制限により、戦争に進むこと 武力行使に歯止めもしてきた

第4 立憲主義とその蹂躪

1 はじめに

安保法の制定、閣議決定：憲法違反&立憲主義に反する⇒回復のため司法に委ねるほかない

2 立憲主義について 権力を制限して人権を保障する

(1) 立憲主義の意義と司法の役割

ア 国家権力の制限・統制 国民の権利・自由を守る

イ 立憲主義は法の支配：専断的国家権力の支配を排斥 権力を法で拘束する 人権 自由の擁護

・憲法の最高法規の概念 ・権力に侵されない個人の人権 ・法の内容手続きの公正を要求する ・権力の恣意的行使のコントロール

ウ 立憲主義に反する事態に裁判所の積極的役割を期待 司法の責務 憲法の尊重擁護義務

(2) 日本国憲法における立憲主義

憲法を最高法規と確認、公務員に擁護義務を課し、裁判所に違憲立法審査権を付与

(3) 日本国憲法における立憲主義と平和主義の関係

ア 立憲主義と平和主義の不可分の結びつき

イ 大正時代 大正デモクラシーとして憲法擁護運動も 軍部ファシストによる蹂躪

ウ 個人の権利・自由は平和の中でこそ保障 憲法で戦力不保持 戦争放棄 憲法擁護義務

エ 危険な軍国主義的言説を公共の領域からの排除による立憲主義の存続

オ 立憲主義にとって平和主義 憲法9条は不可欠

3 新安保法制法の制定等による立憲主義の蹂躪

(1) 26・7閣議決定による立憲主義の破壊

ア 憲法9条の解釈変更 集団的自衛権行使は容認とする（閣議決定の解釈変更）

イ 従来 政府は集団的自衛権を認めるには憲法改正が必要としてきた。

ウ 内閣法制局長官を交代させ 集団的自衛権行使容認へと見解変更

エ 政府の恣意的解釈を宣言 憲法の規範性を無効化 憲法擁護違反

(2) 新安保法制法の制定等による立憲主義の破壊

ア (憲法違反の)安保法制を憲法改正手続きなしに成立させる

イ 主権者が憲法改正手続きに関わる機会を奪った 98条1項違反

ウ 法律関係者の意見を無視して意見の立法を強行

(3) 政府関係者の非立憲的な発言

ア 立憲主義は主権が絶対的権力をもっていた時代の考え方 憲法は国の形 理想と未来を語るもの

イ 憲法を いか(安保)法案に適応させていけばいいか議論を踏まえて閣議決定した

ウ 日本を守るために必要な措置かどうかで 法的安定は関係ない

(4) 非立憲的な改憲の試みや立法

ア 2013年 9月6日改正手続き条項の改正を検討(発議を 2/3 から 1/2)・・・多くの批判により断念

イ 特定秘密保護法の法律強行採決 無限定な定義で広範な情報を秘密に 国家権力監視を困難に

ウ 共謀罪法制化 思想 表現の自由 集会結社の自由を委縮させる 警察権力を強化

4 立憲主義の蹂躪によって損なわれたものと その回復

(1) 極めて強い違憲性

安保法制制定による立憲主義の蹂躪 法の破壊 法秩序が揺らぐ

(2) 司法判断の必要性

法の支配は司法判断で立憲主義が回復されることを当然に予定 裁判所の責務としている

5 小括

憲法秩序への挑戦に対し 司法による違憲判断が必要不可欠

第5 民主主義と適正手続の蹂躪

1 はじめに一参議院委員会の強行採決

特別委員会委員長 不信任動議否決後の議事再会 即採決強行 混乱で議事録への記載もできず

2 新安保法制制定過程における民主的手続き違反

(1) 恣意的な内閣法制局長官の任命行為

ア 閣議決定前に審査を受けるものとされていた

イ 集団的自衛権は9条の下でも認められるとした長官に交代

(2) 26・7閣議決定による従来の確立した政府解釈の無理やりの変更

憲法に依拠しない法案を 憲法改正せずに閣議決定で済ませる

(3) 法律制定前における国会無視の「日米防衛協力のための指針(新々ガイドライン)」の策定

ア 1978年日米防衛協力のガイドライン・・・安保条約の枠を超える

1997年新々ガイドライン・・・後方支援 軍事協力体制一層の強化

イ 国会未提出のまま2015年新々ガイドライン日米合意 米議会で表明も

平時から軍事協力集団的自衛権も

3 国会(衆・参両議員)審議における民主的手続き違反

(1) 全体の審議状況

質問への的確な答弁姿勢に欠け、審議ストップ 衆111回参114回 世論にも背を向ける

(2) 衆議院審議における参考人意見等及び国民世論を無視した強行採決

ア 野党の質問に答える姿勢は見せず

イ 参考人の憲法学者の意見にも傾聴せず、過去の意見の見解も黙殺

ウ 7/15 国民の理解が進んでいないのも事実としながら 成立すれば国民は忘れると言い切る

(3) 参議院審議における公聴会等の意見陳述・国民世論を無視した強行「採決」

ア 我が国を守るために必要な措置かどうかで法的安定性は関係ないとの認識

イ いまだに国民に十分な理解を頂いていない面があるとし、十分説明をすと言いつつ 法案成立に固執

ウ 元内閣法制局長官の 閣議決定で為し得る範囲を超えているとの批判も

エ 中央公聴会意見陳述 95 人 全て反対表明

オ 法案の支持が広がっていないのも事実しながら 時が経てば理解は広まるとした

カ 9/17 特別委員会で強行採決 19 日本会議で採決

4 小 括

新安保法は 内容的にも違憲 制定過程 国会審議手続き共 立憲主義と民主主義の適正手続違反

